

資料99 水質汚濁防止法等に基づく市町村別特定事業場数
(令和3年度末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総数	うち規制対象事業場数	総数	うち規制対象事業場数
京都市		827	85	18	16
乙訓	向日市	37	6	2	1
	長岡京市	62	9	4	4
	大山崎町	12	3	1	1
山城北	宇治市	220	33	30	29
	城陽市	101	6	9	9
	八幡市	75	9	4	4
	京田辺市	59	15	2	2
	久御山町	82	11	5	3
	井手町	31	0	2	2
	宇治田原町	35	11	3	2
山城南	木津川市	90	16	4	4
	笠置町	14	1	1	1
	和束町	17	2	2	2
	精華町	37	13	0	0
	南山城村	11	2	2	2
南丹	亀岡市	252	32	12	10
	南丹市	368	41	8	8
	京丹波町	137	29	0	0
中丹西	福知山市	284	48	0	0
中丹東	舞鶴市	417	32	0	0
	綾部市	191	29	0	0
丹後	宮津市	314	14	0	0
	京丹後市	654	49	0	0
	伊根町	80	5	0	0
	与謝野町	87	3	0	0
小計		3,667	419	91	84
合計		4,494	504	109	100